

Q7 振込先口座の変更手続きは、どのようにすれば良いですか？

A7 振込口座の変更手続きについては、お住まいの市（区）町の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

なお、支給決定後の振込先変更はできませんので、お早目にお手続きください（支給決定後に提出された「振込口座変更届」の振込口座は、次回支給分からの適用となります。また、高額療養費は、一度申請された口座に2回目以降自動的に振り込まれますので、決定通知等で、普段から振込先口座の確認をお願いいたします。）。

※ 被保険者が亡くなった場合は、「後期高齢者医療給付費受領申立書」を提出していただきます。詳しくは、お住まいの市区町の後期高齢者医療担当にお問い合わせ下さい。